

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要な場合があります。

県・市町村の行政サービス【島根県】

(令和5年10月1日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
県営住宅の入居申込み	パートナーと入居が可能となります。	○		建築住宅課	0852-22-6588	
身体障がい者等に対する自動車税の減免	身体障がい者等と生計を一にするパートナーが、身体障がい者等のための交通手段として自動車を運転する場合に減免が受けられます。		○	税務課	0852-22-5892	
DV相談	パートナーからの暴力（DV）相談ができます。		○	女性相談センター 女性相談センター西部分室 (あすてらす女性相談室)	0852-25-8071 0854-84-5661	
養育里親の登録	養育里親としての登録ができます。		○	中央児童相談所 中央児童相談所隠岐相談室 出雲児童相談所 浜田児童相談所 益田児童相談所	0852-21-3168 08512-2-9706 0853-21-0007 0855-28-3560 0856-22-0083	